



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年2月20日火曜日 第1837号

◇ 目 次 ◇
告 示

一部事務組合の規約の変更許可.....	186
指定自立支援医療機関の指定.....	186
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（5件）.....	188
土地改良事業の工事の完了.....	189
道路の供用開始（県道壬生川新居浜野田線）.....	189
道路の区域変更（県道東予玉川線）.....	189
道路の供用開始（県道長浜保内線）.....	190
都市計画の変更.....	190
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	190
開発行為に関する工事の完了.....	190
道路の位置の指定.....	190

教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定及び愛媛県指定天然記念物の指定の解除..... 191

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... 191

告 示

○愛媛県告示第258号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山養護老人ホーム事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年2月8日

○愛媛県告示第259号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
医療法人永井こどもクリニック	松山市星岡町201-1	医療法人永井こどもクリニック 理事長 永井 信也	精神通院医療	平成19年 2月1日
こにし心療クリニック	伊予市灘町306番地	小西 省三	精神通院医療	平成19年 2月1日
医療法人ユリイカはた心療内科	松山市木屋町三丁目12-7トキワハイ ツ1階	医療法人ユリイカ 理事長 秦 毅	精神通院医療	平成19年 2月1日
きい麻酔科クリニック	松山市余戸西三丁目12番20号	医療法人きい麻酔科クリニック 理事長 紀伊 典克	精神通院医療	平成19年 2月1日
財団法人正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会 理事長 渡部 三郎	精神通院医療	平成19年 2月1日
財団法人正光会柿の木診療所	宇和島市柿原1352番地1	財団法人正光会 理事長 渡部 三郎	精神通院医療	平成19年 2月1日
医療法人和昌会貞本病院	松山市竹原町一丁目6-1	医療法人和昌会 理事長 貞本 和彦	精神通院医療	平成19年 2月1日
医療法人青峰会真網代くじらりハピリ テーション病院	八幡浜市真網代甲229番地5	医療法人青峰会 理事長 上村 神一郎	精神通院医療	平成19年 2月1日
松風病院	四国中央市土居町入野970番地	医療法人誓生会 理事長 山内 紀子	精神通院医療	平成19年 2月1日
喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632-3	社団法人喜多医師会 会長 清家 秀登	精神通院医療	平成19年 2月1日
医療法人財団杏林会東明病院	松山市東方町甲1026番地1	医療法人財団杏林会東明病院 理事長 高岡 伸行	精神通院医療	平成19年 2月1日

正光会訪問看護ステーション	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会 理事長 渡部 三郎	精神通院医療	平成19年 2月1日
たちばな薬局	今治市立花町二丁目9-5	西原 孝子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
かもめ調剤薬局	今治市大新田町三丁目4番7号	有限会社エクスプレス 代表取締役 酒井 富夫	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
こまち調剤薬局	今治市南日吉町二丁目3番地36号	有限会社エクスプレス 代表取締役 酒井 富夫	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
つばめ調剤薬局	今治市常盤町七丁目3-9	有限会社エクスプレス 代表取締役 酒井 富夫	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
のぞみ調剤薬局	今治市南日吉町三丁目2番3号	有限会社エクスプレス 代表取締役 尾高 侯男	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
グリーン薬局	今治市伯方町木浦甲3448-1	田窪 康雄	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
喜光地薬局	新居浜市喜光地町二丁目3-47	篠永 文雄	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
上田薬局	松山市木屋町一丁目5-1	有限会社上田薬局 代表取締役 上田 大佐	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
上田薬局安城寺店	松山市安城寺町522-3	有限会社上田薬局 代表取締役 上田 大佐	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
近見調剤薬局	今治市石井町4-6-25	有限会社薬商 取締役 大野 憲二	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
千葉薬局	新居浜市東田二丁目甲1841-1	千葉 隆子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
みどり薬局	今治市北日吉町一丁目14-7	株式会社アガスト 代表取締役 菅 将史	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
鳥生薬局	今治市土橋町一丁目9-2	菅野 洋美	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
もりや調剤薬局	西条市朔日市310-2	有限会社こころ 取締役 守谷 弘子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
オチ信用堂薬局	今治市常盤町四丁目8-8	越智 泰彦	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
さくらい薬局	今治市松木376-5	近藤 理香	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
光薬局	今治市中堀一丁目1-4	真島 三嘉子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
有限会社宇摩調剤薬局	四国中央市中之庄町1684番地の7	有限会社宇摩調剤薬局 代表取締役 熊谷 昌則	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
ワコー薬局	今治市片山三丁目11-21	有限会社ワコー産業 代表取締役 中野 和弘	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
ウエル薬局	松山市朝生田町一丁目5-18	ウエルプラン株式会社 代表取締役 堀田 喜一郎	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
いけだ薬局	今治市北日吉町一丁目25番5号	有限会社エイリッシュ 代表取締役 八木 政義	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
べつみょう薬局	今治市別名字中河原199番1	有限会社エイリッシュ 代表取締役 八木 政義	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
ヒアサ薬局周布店	西条市周布760-9	有限会社ヒアサ薬局 代表取締役 日浅 良	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
ヒアサ薬局壬生川店	西条市周布486-4	有限会社ヒアサ薬局 代表取締役 日浅 良	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
わかば調剤薬局	西条市周布922-2	有限会社ヒアサ薬局 代表取締役 日浅 良	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
文化堂薬局	今治市喜多村六丁目3-33	越智 逸雄	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
文化堂薬局高市店	今治市高市甲21-2	越智 俊二	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
今治けんこう薬局	今治市常盤町五丁目3番39号	有限会社カナダイメディカル 代表取締役 菅 道就	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日

多々羅調剤薬局	今治市上浦町井口7305番地	有限会社カナダイメディカル 代表取締役 菅 道就	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
きぬやま薬局	松山市衣山一丁目256 - 8	有限会社鈴結 代表取締役 西原 禮三郎	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
カワバタ薬局	新居浜市清水町1 - 11	有限会社カワバタ薬局 代表取締役 鎌田 博行	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
ゆりあ調剤薬局	松山市久万ノ台560番2	有限会社ゆりあ 代表取締役 權田 明德	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
真木薬局	新居浜市若水町一丁目9 - 6	真木 ゆり子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
若水八口一薬局	新居浜市若水町一丁目7 - 16	有限会社えひめ保健企画 代表取締役 植木 勢津子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
いずみ薬局余戸店	松山市余戸東四丁目3 - 5	有限会社イーズ 代表取締役 泉 伊久男	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
鴨頭薬局	今治市栄町四丁目2 - 26	鴨頭 隆志	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
庄野薬局下町くすの木通り店	西条市大町646 - 10	有限会社庄野 代表取締役 庄野 淳治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
庄野薬局中央店	西条市朔日市799 - 1	有限会社庄野 代表取締役 庄野 淳治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
庄野薬局氷見店	西条市氷見字下米田丙476 - 4	有限会社庄野 代表取締役 庄野 淳治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
新居浜中央薬局	新居浜市南小松原町13番40号	有限会社光琳堂 代表取締役 泉 房保	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
光琳堂薬局	新居浜市北新町1番3号	有限会社光琳堂 代表取締役 泉 房保	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
光琳堂薬局川内店	東温市南方722	有限会社光琳堂 代表取締役 泉 房保	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
ひまわり薬局	今治市波方町樋口甲1682番地3	有限会社クレスト 取締役 堂西 美恵	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
さくら薬局	新居浜市南小松原町13 - 35	有限会社蝶野 代表取締役 蝶野 基晴	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
庄内調剤薬局	新居浜市庄内町一丁目14番35号	株式会社ガレノス 代表取締役 藤田 皓二	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
カモ調剤薬局	今治市高市甲266 - 1	有限会社カモ調剤薬局 代表取締役 鴨頭 隆志	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
くりの木薬局	四国中央市中之庄町398 - 2	株式会社スエトツプ 代表取締役 加地 正治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
しんぐう薬局	四国中央市新宮町新宮50番地	株式会社スエトツプ 代表取締役 加地 正治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
すいは薬局	四国中央市中之庄町284 - 1	株式会社スエトツプ 代表取締役 加地 正治	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日
重松薬局	新居浜市東雲町一丁目3番34号	重松 仁恵	精神通院医療 (薬局)	平成19年 2月1日

○愛媛県告示第260号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々江坂地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々江坂地区）計画書の写し

- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年2月21日から3月20日まで

3 縦覧場所

今治市役所大三島支所

○愛媛県告示第261号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・畑寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を

縦覧に供する。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・畑寺地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年 2月21日から 3月20日まで

3 縦覧場所

今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第 262 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・末池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・末池地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年 2月21日から 3月20日まで

3 縦覧場所

今治市役所波方支所

○愛媛県告示第 263 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 2月20日

○愛媛県告示第 266 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市喜多川字土居部378番15から 同市神拝字出口甲467番 7 まで	平成19年 2月20日

○愛媛県告示第 267 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西池地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年 2月21日から 3月20日まで

3 縦覧場所

今治市役所大西支所

○愛媛県告示第 264 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大戸新池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大戸新池地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年 2月21日から 3月20日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第 265 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	日野浦地区	平成18年 3月17日

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	東予玉川線	今治市玉川町鈍川字牛追川サコ庚852番 4 から 同市玉川町長谷字横山乙388番 1 まで	旧	メートル 4 4 ~ 14 9 12 2 ~ 38.0	キロメートル 0.651 0.411	
			新	12 2 ~ 38.0	0.411	

○愛媛県告示第 268 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町穂積乙360番18から 同町穂積乙363番 1 地先まで	平成19年 2月21日

○愛媛県告示第 269 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
東予広域都市計画臨港地区 東予臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 新居浜市惣開町、磯浦町の各一部、西条市船屋乙、ひうち、朔日市、喜多川、氷見戊、今

在家、北条、大新田の各一部

- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第 270 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、長浜都市計画土地区画整理事業の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 271 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
18松局建（開）第57号 平成19年 2月 8 日	東温市北野田字大地71番 3 及び71番 5	松山市北井門二丁目 1 番14号 株式会社上浮穴産業 代表取締役 西 岡 貞 夫

○愛媛県告示第 272 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
四国中央市中曾根町字中田井 154 番 4、154 番 5 及び 155 番18
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市中曾根町 138 番地

蝶野 恭一

- 3 図面省略

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財に指定するとともに、愛媛県指定天然記念物の指定を解除する。

平成19年 2月20日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

1 指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
木 造 菩 薩 坐 像	北宇和郡鬼北町大字芝612番地	北宇和郡鬼北町大字芝612番地 宗教法人等妙寺	1 軀
川 上 神 社 古 墳 出 土 品	東温市南方375番地	東温市南方375番地 宗教法人川上神社	一括

2 指定を解除する天然記念物

名 称	所 在 地	所 有 者	参 考
う ど が ま の ア コ ウ 樹 群	西予市明浜町高山甲3647番地	脇 多喜生	昭和52年 4月15日 指 定

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 2月20日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表（第79条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察署名</th> <th>課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県松山東警察署</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>愛媛県松山西警察署</td> <td><u>警務課</u> <u>会計課</u> <u>留置管理課</u> <u>生活安全課</u> <u>地域課</u> <u>刑事課</u> <u>交通課</u> <u>警備課</u></td> </tr> <tr> <td>愛媛県松山南警察署</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、愛媛県今治警察署、 —、愛媛県伊予警察署、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	警察署名	課名	愛媛県松山東警察署	省略	愛媛県松山西警察署	<u>警務課</u> <u>会計課</u> <u>留置管理課</u> <u>生活安全課</u> <u>地域課</u> <u>刑事課</u> <u>交通課</u> <u>警備課</u>	愛媛県松山南警察署	省略	愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、愛媛県今治警察署、 —、愛媛県伊予警察署、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略	<p>別表（第79条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察署名</th> <th>課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県松山東警察署</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県松山南警察署</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、愛媛県今治警察署、<u>愛媛県松山西警察署</u>、愛媛県伊予警察署、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	警察署名	課名	愛媛県松山東警察署	省略			愛媛県松山南警察署	省略	愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、愛媛県今治警察署、 <u>愛媛県松山西警察署</u> 、愛媛県伊予警察署、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略
警察署名	課名																				
愛媛県松山東警察署	省略																				
愛媛県松山西警察署	<u>警務課</u> <u>会計課</u> <u>留置管理課</u> <u>生活安全課</u> <u>地域課</u> <u>刑事課</u> <u>交通課</u> <u>警備課</u>																				
愛媛県松山南警察署	省略																				
愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、愛媛県今治警察署、 —、愛媛県伊予警察署、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略																				
警察署名	課名																				
愛媛県松山東警察署	省略																				
愛媛県松山南警察署	省略																				
愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、愛媛県今治警察署、 <u>愛媛県松山西警察署</u> 、愛媛県伊予警察署、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略																				

省略

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。